

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」事務処理要領

(趣旨)

第1条 この事務処理要領は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号。以下「法」という。）に基づいて行う第一種フロン類充填回収業者の登録の事務手続等について、法及びフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行令（平成13年政令第396号）及びフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成26年経済産業省・環境省令第7号。以下「省令」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(第一種フロン類充填回収業者登録簿の様式)

第2条 法第28条第1項(法第30条第2項及び法第31条第2項において準用する場合を含む。)に規定する第一種フロン類充填回収業者登録簿の様式は、第1号様式のとおりとする。

(第一種フロン類充填回収業者の登録の通知)

第3条 法第28条第2項(法第30条第2項及び法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申請者への登録通知は、第2号様式による登録通知書によるものとする。

(第一種フロン類充填回収業者の登録拒否の通知)

第4条 法第29条第2項(法第30条第2項及び法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申請者への通知は、第3号様式による登録拒否通知書によるものとする。

(第一種フロン類充填回収業者の廃業等の届出)

第5条 法第33条第1項の規定による届出は、第4号様式による廃業等届出書によるものとする。
(登録通知書の再交付)

第6条 登録通知書による通知を受けている者は、登録通知書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した場合には、知事に第5号様式による再交付申請書を提出して、その再交付を申請することができる。

2 登録通知書を亡失してその再交付を受けた者は、亡失した登録通知書を発見した場合には、これを10日以内に知事に提出しなければならない。

(引取証明書の写しの交付を要しない場合等)

第7条 省令第48条の3第1項第3号及び省令第48条の6第3号に規定する知事がやむを得ない場合として認める場合とは、次の各号に掲げる場合とする。ただし、次の各号に該当する場合であっても、通常どおりフロン類の引渡しやフロン類が残存しないことの確認に関する手続きを行うことを妨げるものではない。

(1) 廃棄等実施者が法第45条第4項に基づく報告をしたうえで、第一種特定製品の処分等を行う場合

(2) 土地所有者等が不法投棄された第一種特定製品を委託処理する場合

(3) 第一種特定製品を非常災害により発生した災害廃棄物として処理する場合

(認定の申請)

第8条 前条各号に掲げる事由により、やむを得ない場合として省令第48条の3第1項第3号及び省令第48条の6第3号に規定する知事の認定を受けようとする者は、第6号様式による申請書により知事に申請するものとする。

(認定の通知)

第9条 知事は、前条の申請を行った者が、第7条各号に該当すると認めるときは、省令第48条の3第1項第3号及び省令第48条の6第3号に規定する認定を行い、その旨を第7号様式による認定通知書により申請者に通知するものとする。

(認定拒否の通知)

第10条 知事は、第8条の申請を行った者が、第7条各号に該当しないと認めるときは、省令第48条の3第1項第3号及び省令第48条の6第3号に規定する認定を拒否し、その旨を第8号様式による認定拒否通知書により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 第9条の規定による認定を受けた者は、認定に係る第一種特定製品の廃棄等及び引取り等が完了したときには、速やかにその旨を第9号様式による実績報告書により知事に報告するものとする。

(非常災害発生時における認定の通知)

第12条 知事は、非常災害が発生し、第一種特定製品が災害廃棄物として排出されることが想定されるときは、省令第48条の3第1項第3号及び省令第48条の6第3号に規定する認定を行い、その旨を第10号様式による認定通知書により被災市町に通知することができる。

2 前条の規定は、前項の規定による認定を行った場合について準用する。

(電子情報処理組織を使用して行う手続の特例)

第13条 第5条、第6条、第8条及び第11条に規定する届出、申請又は報告については、電子情報処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と届出、申請又は報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われる申請又は報告については、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年香川県規則第73号）の規定の例による。

附則

この要領は、平成13年12月21日から施行する。

附則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成15年8月20日から施行する。

附則

この要領は、平成19年10月1日から施行する。

附則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則

1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

2 この要領施行の際、現に「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」事務処理要領の一部を改正する要領による改正前の「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」事務処理要領第6条に規定する登録を受け、フロン類例外引取業を行っている者は、施行日から令和2年10月1日までの間は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第49条第1号に規定する認定等に関する取扱要綱第4条第1項に基づく認定を受けなくても、引き続き当該業務を行うことができる。

附則

- 1 この要領は、令和3年2月1日から施行する。
- 2 改正前の要領で定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附則

この要領は、令和5年10月1日から施行する。